

1・木	小江戸川越七福神巡りの日	
2・金		
3・土	臨時開庁日(市役所本庁舎の一部窓口・南連絡所) 小江戸川越春の舟遊(北公民館前・～4)	
4・日	石田の獅子舞(石田・藤宮神社) 休日当番医=ちあきメディカルクリニック(内・外・糖内)南通町2-3・TEL225-0199	
5・月	清明	
6・火	春の全国交通安全運動(～15)	
7・水	世界保健デー	
8・木	市立学校入学式・始業式 呑龍デー	
9・金		
10・土	広報川越発行日 交通事故死ゼロを目指す日 南田島の足踊り(南田島・氷川神社)	
11・日	老袋の万作(下老袋・氷川神社) 休日当番医=霞ヶ関眼科クリニック(眼)霞ヶ関東2丁目11-13・TEL232-2119	
12・月	科学技術週間(～18)	
13・火		
14・水		
15・木	みどりの月間(～5/14) 川越祭りばやし(今福・菅原神社)	
16・金	青少年を育てる日	
17・土	石原のささら獅子舞(観音寺ほか・～18)	
18・日	発明の日 家庭の日 川越祭りばやし(中台・八雲神社) 休日当番医=熊谷クリニック(泌・皮・内・性・放)旭町2丁目8-3・TEL241-6677	
19・月	中福の神楽(中福・稲荷神社)	
20・火	穀雨	
21・水		
22・木		
23・金	子ども読書の日	
24・土		
25・日	広報川越発行日 休日当番医=佐久間整形外科医院(整外)新宿町3丁目6-14・TEL243-2666	
26・月		
27・火		
28・水	成田山のみの市	
	昭和の日	
29・木	祝日収集=可燃ごみ(月・木コース)・その他プラスチック製容器包装(木コース) 休日当番医=康正会病院(外・整外・内)山田320-1・TEL223-5711	
30・金		

### ■主な月間 未成年者飲酒防止強化月間

休日の診療機関(電話のかけまちがいに、ご注意ください)

内科・小児科=市立診療所(小仙波町2丁目45-5・TEL223-0601) 受付時間…午前9時～11時・午後1時～3時・午後8時～10時30分

\*小児科の診療(急患のみ)は、月～金曜日の午後8時～10時にも行っています。

休日当番医=受診の際は、事前に当日の休日当番医にご確認ください 受付時間…午前9時～午後4時

歯科(急患のみ)=予防歯科センター(三久保町18-3・TEL224-3891) 受付時間…午前9時～11時30分

市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の収納窓口の延長(4月19日(月)～23日(金))

午後7時まで、窓口を延長します。詳しくは4月10日発行の広報川越でお知らせします。

問い合わせ…収税課滞納整理担当・TEL224-5691▶介護保険課保険料資格担当・TEL224-5817

医療助成課・TEL224-5842

# 応援します 楽しい子育て

子育て支援課・TEL224-5821

## 4月から「子ども手当」が始まります

対象となるのは、平成22年度に中学校修了までの子を養育している父母または保護者です。現在、児童手当を受給している方は、申請手続きは不要です。

**手当額**…中学校修了までの子供1人に付き、1か月13,000円

**支給時期**…6月・10月・2月(4か月分をまとめて支給)

**支給方法**…認定請求書で指定した金融機関へ振り込み

\*現在児童手当を受給している方の「子ども手当」は、児童手当で指定している金融機関に振り込みます。また、2・3月分の児童手当は、「子ども手当」と合わせて6月に支給します。

### ●次の方は申請が必要です

認定請求書などを4月上旬に郵送します。申請書類に必要事項を記入し、添付書類を同封して返送してください。

- ①平成22年度に中学2・3年生になる子を養育している父母または保護者
- ②平成22年度に中学1年生以下の子を養育している父母または保護者のうち、所得超過などの理由で児童手当を受給していない方

\*公務員の方の申請窓口は勤務先です。認定請求書などが郵送された場合は、公務員の確認欄にチェックを入れて返送してください。

### ●4月1日以降に出生・転入の届け出をした場合

子育て支援課(本庁舎2階)・出張所窓口に申請してください。

**申請時の添付書類**…申請者の健康保険証のコピーまたは年金加入証明(国民年金加入または年金未加入の方は不要)

### ●申請時期と支給開始

通常は、認定請求書などを提出した翌月分から支給します。

**上記①②に該当する場合**=9月末までに申請すると、4月分にさかのぼって支給(6月の支給に間に合わせるため、できるだけ5月末までに申請書類などを返送してください)

**4月1日以降に出生・転入の場合**=出生・転入の日から15日以内に申請すると、出生・転入日の翌月分から支給

### ●「子ども手当」の寄付

子ども手当の支払いを受ける前に申し出ると、「子ども手当」を1か月分単位で市に寄付することができます。希望する方は、子育て支援課・出張所窓口「寄付の申出書」を提出してください。

## 「パパ・ママ応援ショップ」 平成25年3月末まで延長

「パパ・ママ応援ショップ事業」の延長に伴い、有効期限が平成22年3月末となっている現行の「優待カード」を、同25年3月末まで有効の新しい「優待カード」に更新します。

**対象**…平成22年度に中学校修了までの子を持つ家庭または、妊娠中の方およびその家族。カードの配布は1世帯に1枚

### ●新しい「優待カード」の配布対象・配布方法

- ①中学校修了までの子を持つ家庭

保育園、幼稚園、公立の小中学校などを通して配布します。未就園児・未就学児がいる家庭およびすでに母子健康手帳の交付を受けている家庭は、子育て支援課・出張所・連絡所・本川越駅証明センターで、子の保険証などを確認して配付します。

- ②これから母子健康手帳の交付を受ける家庭

市民課(本庁舎1階)・出張所・連絡所・本川越駅証明センター・総合保健センターで、母子健康手帳と同時に配布します。

- ③私立の小中学校に通学している子のいる家庭

子育て支援課・出張所・連絡所・本川越駅証明センターで、子の保険証などを確認して配付します。